

## 2013年3月定例会 個人質問

○議長（吉井健二） 休憩を解いて会議を続けます。

次に、22番 櫻井 周議員の発言を許します。———櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、事前通告に従って質問させていただきます。

なお、体罰に関する質問は、私で4人目になります。事前通告した質問のうち、既に質問があったものについては省略していきたいと思います。または、答弁におかれましても、重複する部分は省略してお願いいたします。

それではまず、教育委員会の公開についてお尋ねをいたします。

昨年10月26日の教育委員会臨時会開かれまして、木下教育長が選任されました。この会議は非公開で行われました。このことについて、12月の定例会で保田憲司議員が質問されました。これへの答弁、滝内教育委員長が答弁されましたけれども、「議員御指摘の、平成24年第5回教育委員会臨時会での伊丹市教育長の選任についての議案につきましては、教育委員会委員の身分の取り扱いに関するものであり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、委員長である私の発議により、出席委員全員の異議なく、地方教育行政法の規定に基づき非公開といたしました。また、議員御案内の教育委員長を選任についての会議の公開につきましては、当日の出席委員によりその可否を決することとなりますことから、今の時点での発言は差し控えさせていただきます。」と、このような答弁でございました。これには大変不満があるということで、改めて質問させていただきます。

そもそも教育長、教育委員長を選任する臨時会、これも定例会と同様公開すべきだというふうに思います。といいますのも、教育長は教育委員の中で唯一の常勤の委員であります。そして、教育委員会事務局の事務局長的な立場であります。また、実は、災害対策本部の副本部長という重席もあります。こうしたことから、この人事は極めて重要であるというふうに考えます。また、教育委員長、これも教育委員会のトップの人事でございますから、重要な人事でございます。

教育委員の人事は議会同意ということですから、教育委員の身分ということも公人ということになります。ですから、人事についても公開すべきだろうと考えます。一般の教職員の人事とは全く異なるということは強調しておきたいというふうに思います。

こうしたことから、教育長の選任に関する教育委員会臨時会を非公開としたことは誤った判断であるというふうに考えます。

そこで、お尋ねいたします。次回の教育委員会の人事は4月1日の教育委員長人事ですが、この協議から公開すべきと考えるところ、教育委員会のお考え

## 2013年3月定例会 個人質問

をお聞かせください。

また、教育委員長の選任についての会議の公開制につきましては、当日の出席委員によりその可否を決するというのではなく、あらかじめ非公開とする場合のルールを定めておくべきだというふうにも考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、体罰について質問をさせていただきます。

先ほど来、大阪私立桜ノ宮高校の自殺の事件、柔道女子のオリンピック代表監督の辞任問題、それから、少し前になりますが、大相撲時津風部屋の暴行死事件など、いろいろございました。こうしたこともありまして、伊丹市内の学校ではどうだろうかということが一つ大きな関心事となって、これまで既に3人の議員の方が質問されておるところでございます。

まず、私もずばりお聞きしたいのですけれども、教育長と学校教育部長は、以前中学校で教員をされておりましたが、体罰をしたことはありますでしょうか。

これは、30年前のことをほじくり返してどうこうということが目的の質問ではございません。お二人ともかつて部活動などで厳しく情熱的な指導を行っていたというふうに聞いておりますけれども、御自身の経験を実直に語ることで、つまり30年前と今の考え方の違いについて、かつての教え子を含め、また現場の教職員を含め、市民の皆様に向けてメッセージとして正直に語っていただきたいというふうに思います。

次に、体罰の実態調査についての質問は、久村議員と市川議員への答弁にありましたので、この質問は省略させていただきます。

ということで、今年度についてはお答えをいただきましたけれども、昨年度以前はどうだったでしょうか。昨年度以前の体罰の実態調査、してますでしょうか。

次に、教員の処分についての質問ですが、この質問も久村議員と市川議員への答弁にありましたので省略させていただきます。

次に、刑法、刑事訴訟法と体罰との関係についてお尋ねいたします。

これ、体罰というのは、刑事訴訟法208条で規定する暴行罪に該当するようなものも少なからずあったのではないかというふうにも感じるところです。一方で、教員に対する生徒の暴力があったときに、それに対する防御というのは、これは正当防衛であるとか緊急避難ということで違法性阻却事由ということで罪には問われないということにもなるかと思えます。ただ、学校の中で起きた場合とか、それから、行為主体が教員である場合、これまで体罰ということで見過ごされてきたということなのかもしれませんが、この体罰というのは違法性阻却事由には全くならないというふうに考えます。

## 2013年3月定例会 個人質問

また、公務員には刑事告発義務というのがございます。これは、刑事訴訟法239条2項で規定されているとおりでございます。この条文では、官吏または公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは告発をしなければならないというふうに規定されております。

そこで、お尋ねいたします。当然のこととして、学校には治外法権には認められておりませんが、刑法208条や刑事訴訟法239条2項は、学校においてもしっかりと貫徹されておりますでしょうか。

次に、体罰不要論についてお尋ねいたします。高校野球、甲子園で大活躍をされ、またプロ野球でも活躍され、さらには大リーグでもプレーをされた桑田真澄氏が、この体罰問題について新聞のインタビュー等でいろいろお答えになっているということが非常に話題になっております。この中で、体罰について、指導者が怠けている証拠でもあります。暴力でおどして、子供を思いどおりに動かそうとすることは最も安易な方法というふうに言っています。また、体罰によって何をしたら殴られないで済むだろうという後ろ向きな志向に陥ります。それでは子供の自立心が育たず、指示されたことしかやらない、自分でプレーの判断ができず、よい選手にはなれません。そして、日常生活でも、スポーツで養うべき判断力や精神力を生かせないでしょう。体罰は必要ないと考えています。絶対に仕返しをされないという上下関係の構図で起きるのが体罰です。監督が采配ミスをして選手に殴られますか。スポーツで最も恥ずべきひきょうな行為です。殴られるのが嫌で、あるいは指導者や先輩が嫌いになり野球をやめていった仲間を何人も見ました。スポーツ界にとって大きな損失ですと、このようにお話しされています。

また、サッカーの日本代表で活躍された中田英寿選手の中学時代のエピソードとしてこんなものがあります。試合に負けた罰として、コーチがランニングを命じたときに、中学2年生の中田少年だけが走らなかったと。なぜだと理由を聞くと、走る理由がわからない、おれたちだけが走らなければならないのが納得できない、コーチも一緒に走ってくれ、だったらおれも走るといふように言ったそうです。コーチも一緒にランニングをしましたが、20本走ってコーチはダウンをしてしまって、罰は終了と。コーチは、自分がいかにだめなコーチか痛感したということだそうです。

もしこのとき、コーチが、ふざけるなどと言って頭ごなしに指導をしていたら、果たしてこの中田英寿という個性は世界に羽ばたくことができなかつたかもしれないと、このようにも思うところがございます。

体罰によって、もしかするとすばらしい個性がつぶされてきたのかもしれませんが。ヨーロッパのサッカーの指導では、一つ一つの練習について、この練習をなぜするのかという目的をしっかりと説明した上でやっているというふうに

も聞いております。

一方で、アイスホッケー女子の例でございますが、2014年ソチオリンピック出場が決定しております。大変おめでたい話でございます。競技環境としましては、遠征費も自己負担という非常に厳しい状況でございました。その中でも笑顔を絶やさず練習をし、そして試合もやりということで、ポジティブな生き方がすばらしい成果につながったものと見ております。まさに、好きこそ物の上手なれということだと思えます。体罰問題で揺れた女子の柔道というのは正反対の構図かなというふうにも思えます。

そこで、お尋ねをいたします。体罰はやってはならない、体罰では児童は育たないとさんざん言われても、それでも体罰がなくなるのはなぜだとお考えでしょうか。

次に、教育の研究の中でこんな話もございます。一流選手であっても、自分で工夫して練習して一流選手になった人は、引退後も充実した人生を送る傾向にあると。一方で、言われるままに練習をしてきた一流選手、これは引退後の人生は結構ぼろぼろになることが間々あるそうです。お酒や麻薬におぼれるというような例もあるそうです。

そこで、お尋ねいたします。こうしたライフスキル教育の観点からも、体罰はやってはならないというふうに言えるかと思いますが、こうした考え方を現場の教員に広めていくための教育委員会の取り組みについてお聞かせください。

次に、体罰容認論についてお尋ねをいたします。先ほどの久村議員への答弁の中でも、毎日新聞の世論調査、体罰容認論が42%というようなことも御紹介いただきました。大阪市立桜ノ宮高校の事件の後、生徒や保護者の中から、体罰を容認するような発言もあったというふうに報道されております。また、これ東京で行われたシンポジウム、昨年5月のものですが、教育再生に向けて東京から考えるという、こうしたシンポジウムの中で、当時、東京都知事であった石原慎太郎氏、現在は衆議院議員で日本維新の会の代表を務めていらっしゃる方でございますが、自我ができていない子供というものは、もちろん人格はありますけれども、強烈な自我があるわけではないので、それを育てていくために体罰というんでしょうか、これは不可欠だと思いますねと、体罰は不可欠と、このような発言をしている。このような、日本維新の会の代表を務める方がこのような発言をしている。そんな政治勢力に政治を任せて大丈夫かというふうに思うところがございますけれども、それはともかくとしまして、こうした体罰容認論、体罰必要論は根強くありますけれども、こうした現状に対して教育委員会はどのようにお考えでしょうか。

次に、体罰をなくすための理論についてお尋ねをいたします。ダニエル・カーネマン、プリンストン大学教授は、ノーベル経済学賞を受賞された方ござ



いますが、ある程度の実力があって、それよりたまにいい結果を出したりする、そのときに褒めると、そうすると、その後また実力どおりに戻ってしまうと。一見したところ、褒めると結果が悪くなるかのように感じます。また一方で、この程度の実力があって、それより失敗をするというか、余りうまくいかないときがあると、そこでしかると、しかるとまた次は実力どおりの力が出るということで、あたかもしかると結果がよくなるように見えます。こうしたことから、褒めると何か下がってしまう、しかるとまた上がっていくかのような錯覚を受けて、体罰が有効ではないかというふうにも錯覚する指導者が少なくないという話もございます。これは、こうしたことは行動経済学の中で平均値への回帰ということで説明されておるんですが、要するに、しかろうが褒めようがそういったことは全然関係なくて、たまにうまくいくこともあると。でも、それは実力以上の力が出ることってというのは2回続くことってというのはほとんどないわけで、確率論的にまたもとの実力どおりに戻ると、こういう話ですね。また、実力以下の失敗することはたまにあるかもしれないけど、2回続けて失敗することはあんまりなくって、2回目はまたもとの実力に戻るということで、褒めることしかるとの直接的な因果関係は余りないということの説明でございます。

こうしたことから、体罰が有効であるというような錯覚を是正していくということが必要ではないかというふうにも考えるところでございます。

また、教育において、科学的な根拠というものをしっかり重視していかなきゃいけないというふうに思うところなんですけれども、例えば、私が中学生や高校生のころ、練習中に水を飲んではいけないというふうに言われておりました。今では、熱中症対策ということで、小まめに水分補給をするようにいうふうに言われております。全く反対の指導が今はなされておるわけですが、体罰についても、例えば、脳科学などの科学的な見地をより盛り込んで教育を行うべきではないのかというふうにも思うところでございます。

例えば、明石家さんまの「ホンマでっか!?TV」でおなじみの脳科学者で、北海道大学大学院医学研究科教授も務められました澤口俊之氏の著書の中では、褒める教育というのは、ドーパミン系の手法というふうに言われております。褒めることで脳内にドーパミンが分泌されると。そうすると、脳の神経回路は成長すると。このドーパミン系の手法には繰り返しという効果があるそうで、達成感を味わうとドーパミンが分泌されると、さらにやる気が出ると。そして、頑張って達成をすると。すると、さらにドーパミンが出るというような好循環が生まれてくると。また、このドーパミン系は幼少期に最もよく活動するというので、こうした観点から就学前教育が非常に重要であるというふうにも言われるところなんですけど、就学前教育については、相崎佐和子議員がこの後一

般質問で取り上げる予定でございますので、そちらでしっかりと議論いただきたいと思っております。

一方で、しかる教育というのもございます。しかる教育というのは、ノルアドレナリン系の手法というふうに言われておりました、これは、進化論的に言えば、哺乳類では敵に襲われたときの恐怖体験でノルアドレナリンが分泌されると。即時効果があるというふうに言われております。これは、敵に遭遇するたびに少しずつ学習していたというのでは命を落としてしまう。だから、こうした恐怖体験で一気に学習するという効果があるそうです。ただ、これ使い過ぎると心的外傷後ストレス障害（PTSD）になるリスクがあります。また、ストレスは一般に脳に悪影響を与えるということもありますので、しかるといっては最小限というか、ここぞというときにとどめるべきと、体罰はもつてのほかということになります。

そこで、お尋ねいたします。このように、体罰が無意味であることを現場の教員に対して理論的に説明していくということが体罰をなくしていくために必要なことだというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか。

また、体罰をなくしていくための方法として、体罰やいじめの問題に対応するために、例えば川西市では、子どもの人権オンブズパーソンという制度を設けておりますが、伊丹市でもこのような子供を救済するような機関を設ける必要があるかと考えますが、当局の考えをお聞かせください。

次に、地域の力を生かした取り組みについてでございますが、これも久村議員の答弁にありましたので、この質問は省略したいと思っておりますが、この取り組みをさらに拡大し、加速していくことを要望させていただきます。

次に、体罰禁止が徹底すると、今度は生徒のほうから、先生、体罰できひんやろう、殴ってみろやというような生徒の挑発があるかもしれませんが、こうした、これは極端な例ではございますけれども、こうした生徒の問題行動へ対して教員がどのように対処すればいいのかということをお尋ねいたします。すなわち、教員が委嘱してしまつてクラスの秩序が維持できなくなり、学級崩壊となつてはいけませんので、現場の教員が具体的にどのようにすることができるのかお尋ねするというものでございます。

なお、先ほど篠原議員への答弁の中で、学校教育法11条で定める懲戒と体罰の違いについて御説明いただきましたので、この質問では、教育現場で懲戒は具体的にどのように行うのか、運用面についてさらに詳しく御説明ください。

3番目に、そもそも教育とは何かということの観点からお尋ねをいたします。従来、教育といえば、ともすれば上から下へ知識・技能を流し込む、そういったイメージでとらえられるところもありました。しかし、本来教育の目的とは、社会で生きていくために、そして、心豊かな人生を送るために必要なスキルを

## 2013年3月定例会 個人質問

身につけるといふところにあるかと思ひます。別の言い方をすれば、自学自習、自己鍛錬、日々精進、こうした作法を身につけるといふところにあるかと思ひます。

先ほどの答弁の中で、コーチングという言葉も出てまいりましたが、ビジネスの世界でもコーチングというのが注目されておるところでございます。このコーチングというのは、本人のモチベーションを重視し、みずから学習し育つような環境をつくり出し、個人を伸ばし、みずから問題を解決していくようになることということでございます。平たく言えば、答えは自分自身の中にあるということで、そうした自分自身の中にある答えを引き出していくというのがコーチングでございますが、なかなかこのコーチングというのも、このコーチングのスキルを習得するのが難しいということで、そこが課題ではございます。

そこで、お尋ねをいたします。生徒が中心の教育、生徒に自主性を重んじる教育、そのためには、生徒にやる気と自主性が必要になりますが、そうしたものを含めてはぐくむ教育を行うべきと考えますが、教育委員会としての考え方と取り組みをお聞かせください。以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 滝内教育委員長。

○番外（教育委員長滝内秀昭）（登壇） 私から、教育委員会の情報公開についての御質問にお答えいたします。

本市の教育委員会といたしましては、従前から、市民に開かれた教育委員会を実現するため、「顔の見える動く教育委員会」を重点施策に掲げ積極的に取り組んでおります。中でも、今年度は、一般に「非公式の勉強会」として位置づけられております教育委員会、協議会については、事前に会議の開催日時や議題をホームページでお知らせし、阪神間の自治体に先駆けて広く傍聴を認める取り組みを行ってきたところであります。

さて、議員御案内の教育委員長の選任を議題とする会議の公開についてですが、教育委員会の会議は原則公開することとされておりますが、人事に関する事案等については公開しない場合があります。例えば、平成24年第5回教育委員会臨時会における「伊丹市教育長の選任について」の議案については、教育委員会委員の身分の取り扱いに関するものであり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項の規定に基づき、委員長である私の発議により出席委員全員の議決により非公開といたしました。

しかしながら、議員の御案内のとおり、教育委員長、教育長の選任については、本市教育行政の推進に当たっての重要事項でありますことから、その会議の公開につきましては、市議会の状況も確認しながら検討してまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

## 2013年3月定例会 個人質問

次に、教育委員長の選任についての会議の公開について、当日にその可否を決めるのではなく、あらかじめ非公開とする場合のルールを定めておくべきではないかという御指摘についてですが、先ほどの人事案件に関する会議の公開について検討する中で、あわせて考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉井健二） 木下教育長。

○番外（教育長木下 誠）（登壇） 体罰に関する何点かの御質問のうち、私からは、「体罰をしたことがあるかどうか」、「体罰はなぜなくなるのか」、「体罰根絶に向けた教員への指導、理論的な指導」、さらに、「体罰容認に対する考え方」、4点についてお答えをいたします。

まず、1点目の「体罰をしたことがあるか」という御質問ですが、私自身、長年教育に携わってまいりましたが、教育者として、教師は真っ白な生徒に対して教えなければならない基礎的、基本的な内容や社会規範等については、しっかりと教師が主導で指導しなければならないとの信念のもとに指導に当たってまいりました。そして、部活動は、生徒がより高い技能や記録に挑戦する中で、自己実現を図っていくものであることから、生徒との信頼関係を大切にしながら、それぞれの生徒が目標を達成できるよう熱い思いで指導、支援に当たってまいりました。

そのようなことから、生徒にとっては時には厳しいと思われる指導があったかもしれませんが、体罰を行ったことはありません。

次に、「体罰はなぜなくなるのか」という御質問ですが、大阪市立高校教諭の体罰により生徒が自殺するという事案は、部活動の持つ教育的効果の大きさを信じていただけに、私自身大きなショックを受けました。また、この事案は、体罰を根絶するためにどのようなことをしていかなければならないかを深く考えさせられるきっかけとなりました。

世論調査については、久村議員の御質問でもお答えしましたが、毎日新聞が実施しました体罰に関する世論調査ですと、一定の範囲で体罰を認めてよいと、体罰を容認する回答が42%を占めるなど、指導者の中にはまだまだ体罰はある程度必要だとする風潮が根強くあることがわかるんですけども、そこで、なぜ体罰を根絶できないのか、その要因について、考えられますことは何点かあるんですけども、一つには、インターハイ常連校などにおいては、指導者に対し、社会からも保護者からも勝つことが使命づけられ、短期間に成果を上げることが宿命づけられていることがその要因の一つではないかと考えます。

2つ目には、指導者の言葉等による指導が未熟なため、体罰に頼ることになるのではないかと考えます。



3つ目は、資源を持たない日本において、気合いを入れるなど、実力を精神力で補うようなところがあり、しごきによって短期間に能力を向上させるといふ、大正末期に一般学校で行われていた軍事教練的な文化が今の部活動やスポーツ界に依然として受け継がれているのではないかと考えています。

しかし、大阪市立高校の体罰報道以降、過去に起こった体罰事象が毎日のように報道され、議員御案内の桑田真澄氏や中田英寿氏を初め、さまざまな評論家の御意見や安倍首相直属の教育再生実行会議での体罰根絶に向けた動きも始まっていますので、今後は、私は減少していくものと考えています。

3点目の御質問である、体罰根絶に向けたライフスキル教育の観点及び教員への理論的な指導ですが、ライフスキル教育など、ことしは効果的な研修を計画的に実施し、教員の意識改革を図ってまいりたい、このように考えております。

議員御指摘のライフスキルの一つに、「自己認識」スキルがありますが、それは、自分自身の長所や短所などを認識した上で自分を肯定できるスキルのことでもあります。そして、子供たちがそのスキルを身につけることは、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒みずからが現在及び将来において社会の一員として自己実現を図っていく力になると考えています。体罰はその考え方とは相反するものであり、児童生徒の主体性や意欲を奪い、身体のみならず自尊心や自己肯定感、自己有能感をも傷つける行為であります。そのようなことから、ライフスキル教育を導入することはとても有効であると考えています。

また、「体罰が無意味であることを現場の教員に対し理論的に説明することは、体罰をなくしていくために必要ではないか」ということですが、議員御指摘の「褒める教育」及び「しかる教育」についても、基本的には子供が成長するための支援でなければなりません。この視点から考えますと、体罰による指導では、子供たちは何をどう努力すれば状況が好転するのかがわからず、改善のヒントは得られません。しかる行為の目的は、弱点に気づかせ、それを克服する方法を考えさせることでなければならないと考えます。

そして、これらの教育活動を推進する基盤は、教員と児童生徒との信頼関係であり、日ごろの人間的な触れ合いや、児童生徒の充実感、達成感を生み出す授業、また、児童生徒の特性を伸ばす指導、不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などにより信頼関係が築かれていくものだと考えています。

一方、体罰による指導は、児童生徒の意欲を低下させ、むしろ反対に児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生むことにもなりかねません。さらに、それまで築いてきた教員と児童生徒、学校と保護者、地域との信頼関係を一瞬で崩してしまうことになると思います。

## 2013年3月定例会 個人質問

今、私が申し上げたようなことを、今後研修会などを通してすべての教員に理論的に説明し、教員の意識改革を図ってまいりたいと考えています。

最後に、4点目の「体罰容認論に対する考え方」につきましては、ここまで体罰についての私の考えを語る述べましたので、御理解いただけたと思います。私は、体罰はいかなることがあっても容認されるものではないと考えております。現に、今のスポーツ指導は、選手を中心に置き、コーチら周囲が選手に助言、サポートをする「アスリート・センタード・コーチング」が浸透しており、暴力に頼らず選手との対話を重視した指導が主流となっております。学校の部活動においても、このようなコーチングのあり方やメンタルヘルスに係る研修などを実施をして、体罰に頼らない指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

他の質問については、担当部長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（吉井健二） 教育委員会事務局、蘆原学校教育部長。

○番外（教育委員会事務局学校教育部長蘆原時政）（登壇） 体罰に関連する数点の御質問にお答えします。

まず、教員時代の体罰についてですが、私自身、運動部顧問として、保護者、生徒との信頼関係のもと、厳しい指導を通して生徒ともに汗を流してきましたが、行ったことはありません。そのような中、多くの悔しい思いや感動を分かち合うことができ、教師として得るものは大きなものがありました。

今、問題となっています体罰による指導は、一時的な効果が見えることがあるかもしれませんが、長期的に見た生徒の成長には効果はなく、生徒自身の自覚や意欲を育てることが生徒の将来につながる指導であると考えており、部活動での指導のあり方については、体罰による指導は厳禁であり、長所を見つけ、それを褒めることにより技術の向上を目指すことが必要であると考えております。

次に、体罰禁止と子供たちの問題行動との関連についてですが、そもそも体罰によって問題行動を抑止するのではなく、問題行動の根底には、子供たちの自尊心の欠如が大きく影響しているものであると考えます。児童生徒全体への指導とあわせて、個別指導が必要であります。児童生徒が抱える課題は、一人一人の児童生徒によってさまざまであり、一人一人の性格、能力などや、さらに生活環境、発達程度、学校での生活の状況など、個に応じた効果的な指導が必要であります。問題行動が起きた場合は、迅速、正確な事実確認を行い、決して学級担任1人で抱え込むことなく、教員間の十分な共通理解のもと組織的な対応が求められます。

問題行動を起こした児童生徒に対しては、時期を逃さず毅然とした態度で指導をすることと、本音で語り合う姿勢が必要であると考えます。そして、校内

での指導、家庭への支援により、ともに子供を育てるといった保護者との協力関係を築く必要があります。また、必要に応じて関係機関と連携した対応を行い、問題行動の再発防止に努めなければなりません。

教育委員会からは、指導主事、学校問題解決支援チーム、スクールソーシャルワーカー等を学校に派遣し、早い段階からの的確な対応を行うことが必要であります。どの子供にも必ずいいところがあり、それを伸ばすことによって自信を持たせ、物事を肯定的にとらえることができるような指導が必要であり、そのような教師の姿勢が教師と子供たちの信頼関係の構築につながるものと考えます。そのような信頼関係のもとでこそ問題行動の解決が図られるものであると考えます。

次に、教育現場での懲戒は、具体的にどのように行うのかについてですが、御案内のとおり、懲戒には事実行為としての懲戒と法的効果を伴う懲戒とがあります。議員御質問の懲戒は、このうちの実事行為としての懲戒であると理解してお答えをいたします。

この事実行為としての懲戒については、これまでの答弁でも申し上げましたが、日常の教育活動の中で随時になされるもので、教育活動そのものということができ、校長及び教員がこれを行うものであります。具体的には、叱責、起立、罰当番などです。例えば、次のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらないとされています。放課後等に教室に残留させる、授業中教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課す、学校当番を多く割り当てる、立ち歩きの多い児童生徒をしかって席につかせる等であります。なお、その際、何よりも教育的であることは当然のことでございます。

次に、教育のあり方についてですが、学校においては、教育課程を編成し、実施する際の基準として、学校教育法施行規則に定められております学習指導要領に基づいた教育活動を行っております。学習指導要領の歴史的経緯を見ますと、議員御指摘の児童中心主義と言われる経験主義と、能力主義と言われる系統主義が、その時代の要請、課題に応じて繰り返されてきた経緯がありますが、教育は、教育基本法第1条の教育の目的を実現するために、同法第2条の教育の目標を達成するために行われるものであります。

学校現場では、学習指導要領の基本的な考え方である生きる力の育成、すなわち知・徳・体のバランスのとれた力をはぐくむために、学ぶ喜び、自主性、自尊心を生み出す教育活動を推進することが必要であり、そのことが学ぶ意欲、向上心につながることでありと考えております。

○議長（吉井健二） 教育委員会事務局、谷澤管理部長。

○番外（教育委員会事務局管理部長谷澤伸二）（登壇） 私から、体罰について

## 2013年3月定例会 個人質問

の御質問のうち「文部科学省からの体罰実態調査」、「体罰が発見された場合の教員の処分」及び「刑法・刑事訴訟法」に関する御質問についてお答えします。

まず、体罰の実態調査についてですが、本日、久村議員及び市川議員からの御質問に対する答弁で申し上げましたとおりです。

次に、昨年度以前についてですが、昨年度以前は、体罰の実態調査は行っておりませんが、各学校において体罰事案が発生した場合は、学校長からその報告を受けた後、調査した上で兵庫県教育委員会に処分案件として報告いたしております。

過去5年間、平成20年4月1日から現在までの学校からの報告件数といたしましては10件で、そのうち懲戒処分となった事案は、現時点では1件であります。

次に、教員の処分についての御質問ですが、これにつきましても久村議員及び市川議員からの御質問に対する答弁で申し上げたとおりでございます。

最後に、学校においても刑法や刑事訴訟法が貫徹しているかどうかという御質問ですが、体罰は学校教育法において明確に禁じられている許されざる行為であります。体罰を行った教員の責任といたしましては、行政処分のみならず、刑事上の責任として傷害罪や暴行罪、監禁罪等に問われるおそれがあることや、損害賠償責任等、民事上の責任も問われることになり、また、体罰だけでなくすべての犯罪について、公務員は職務執行に際し、その告発が義務づけられていることなど、研修の場等を通じて教員に周知を行っているところでありますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉井健二） 村上市民自治部長。

○番外（市民自治部長村上雄一）（登壇） 私から、子供を救済する機関を設ける必要があると考えるが、市当局の見解をとの御質問についてですが、議員御案内の「川西市子ども的人権オンブズパーソン制度」は、市の条例により公的第三者機関として創設され、平成11年4月からの施行となっております。当初、本条例は教育委員会の附属機関としての位置づけの予定でしたが、教育の領域だけではなく、人権行政を包括し対応することが可能な市長部局に置くことが妥当とされ、市長の附属機関として設置されたものでございます。しかしながら、設置の検討に当たりましては、まず、教育委員会の内部に検討委員会が設けられ、学校教育・社会教育関係者等の間で意見を聴取するなど、教育委員会を中心に3年以上にわたる議論を経て条例化されたという経緯がございます。

議員も御承知のように、教育委員会は市長部局から独立した行政委員会の一つであります。そうしたことから、市長部局は、その独立性、中立性を十分尊重しながら共通理解を持って教育行政を進めていくものと認識しております。



## 2013年3月定例会 個人質問

そうした中、市といたしましても、子供を救済する相談窓口につきましては、教育委員会所管とは別に、法務局においていじめ、体罰、虐待など、子供の人権問題に関する専用相談電話「子どもの人権110番」がございまして、相談には最寄りの人権擁護委員等が秘密厳守で対応し、人権が侵害された疑いのある事案については、法務局による救済手続が開始される場合もございまして、さらに、法務局には、保護者や教師にも話せない悩み事の相談に応じ、解決に導くものとして、「子どもの人権SOSミニレター」がございまして、小学校、中学校の児童・生徒にミニレターを配布し、これを通じて子供の悩み事を的確に把握し、必要に応じて学校及び関係機関と連携を図りながら、子供をめぐるさまざまな人権問題の解決に当たるものです。平成23年度は、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町の管内で109通のミニレターに、本市を含む人権擁護委員等が返信対応いたしました。

この「子どもの人権SOSミニレター」につきましては、今月1日付の「教育いたみ」紙面上で本市の人権擁護委員にもPRいただいていたところでございます。

本市といたしましては、こうした相談、救済窓口を、教育委員会を初め法務局等、関係機関と連携しながら、子供たちに幅広く周知し、子供を取り巻くさまざまな関係者との連携・協力の中で子供の人権擁護に努めておりますことから、現時点において市長部局において第三者機関を設置することは検討しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（吉井健二） 櫻井議員。

○22番（櫻井 周）（登壇） それでは、2回目は、要望1点、それから質問1点させていただきます。

まず、要望といたしまして、先ほど来、教育長からライフスキル教育の考え方について極めて重要だというお話ございました。この考え方は、一般向けのわかりやすい本があったらよいなと常々思っておるところなんです、なかなかいい本が見当たらないというのも現状でございます。

このライフスキル教育、伊丹で広め、さらに日本じゅうで広めていくためにも、こうしたわかりやすい本があったらよいなというふうに思うところございまして、そうした観点から、ライフスキル教育の第一人者である川畑徹朗神戸大学教授にぜひお願いしたいなと。川畑教授は、伊丹市教育委員会の委員でもいらっしゃいますので、ぜひ教育委員会からも川畑教授に対して執筆をお願いしていただくということをまずもって要望させていただきます。

2点目は質問でございまして、他市の事例などでは、自殺などの事件があって、体罰について再調査したところ、学校長から教育委員会への報告がない場合や、教育委員会が必ずしも十分に事実関係を把握していない場合や、体罰が

## 2013年3月定例会 個人質問

再び行われていた事例などがあつたりして、改めて問題になったりすることがございます。伊丹市においては大丈夫なのかということも心配になるところでございます。

そこで、先ほどの久村議員への答弁の中では、小学校で4件、中学校で5件の体罰が確認されたということがございました。つまり、この1年では9件の体罰が確認されたということでございます。そして、先ほどの私への答弁においては、過去5年間、学校から教育委員会への体罰の報告の件数が10件ということもあります。過去5年間で10件、この1年で9件、何か非常にバランスが悪いといえますか、この1年間異様に多いのはおかしいなというふうに思うわけですが、これは、これまでは学校長から教育委員会への報告はなかったが、今回の実態調査で明らかになったというものがあるのかなというふうにも思うところですが、いかがでしょうか。

また、報告がなかった事案、つまり隠ぺいされていたというふうにも言えるかと思えますけれども、こうした事案があつたとすれば、報告がなかったのはなぜなのでしょう。

また、この1年間で報告がなかった事案があるならば、そして、実態調査で明らかになったというものがあるならば、平成24年3月以前についてもやっぱり実態調査を行う必要があるのかなというふうにも考えますが、教育委員会の御見解を教えてください。

以上、2回目の質問を終わります。

○議長（吉井健二） 教育委員会事務局谷澤管理部長。

○番外（教育委員会事務局管理部長谷澤伸二）（登壇） 体罰についての再度の御質問にお答えします。

今回の文部科学省からの体罰実態調査で報告された9件のうち、これまで学校長から市教育委員会に報告を受け、兵庫県教育委員会へ報告していた件数は、小学校で2件、中学校で1件の合計3件でした。文部科学省からの体罰実態調査の報告期限は本日、3月7日となっており、現時点では全小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校からの報告を受けて集計したという段階で、まだ学校長等に対しての詳細確認はできておりません。

今回、報告を受けた体罰事案を学校長が把握していたのかどうか、また、把握していたとしたら、どうして今回の調査前に報告を上げていなかったのかということについては定かではございません。

今後、過去にさかのぼって調査をすることは現実的には難しいかと考えますが、相談窓口も設置しながら状況確認したいと思います。

また、今回の調査の趣旨を踏まえ、体罰の内容や児童の状況、その後の保護者への対応等も含め、逐次体罰と思われる事案が生じた場合は、必ず体罰を行

## 2013年3月定例会 個人質問

---

った教員及び周囲の教員も含めて学校長に報告し、学校長が実態把握を行った上で市教育委員会に報告することについての周知徹底を図っていきたいと考えております。